鳥取県告示第244号

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第14条第1項の規定に基づく市道の新設に関する工事を 次のとおり廃止しようとするので、過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成12年政令第175号)第7条第2項の 規定により告示する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の廃止の日
鳥取市道南岸線	鳥取市佐治町古市字井領131-1 地先から同	新設	平成25年3月31日
	市佐治町大井字縄手255-5地先まで		
	鳥取市佐治町大井字鷺ヲロシ303-9地先か		
	ら同市佐治町大井字聖坂700地先まで		
	鳥取市佐治町森坪字井出上310-10地先から		
	同地先まで		